

野迫川村桧股地区における森林共同施業団地の設定に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、協定締結者相互の連携により、野迫川村桧股地区に森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）を設定して、計画的な森林整備の実施や効率的な路網の作設を進めることにより、施業の共同化・効率化を進め、もって、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図ることを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定の対象区域は、野迫川村桧股周辺に所在する以下の所有者の所有する森林に設定する施業団地（合計 435ha）とする。
施業団地の具体的な箇所は、別添位置図のとおりとする。

- （1）野迫川村（95ha）
- （2）野迫川村森林組合（私有林）（83ha）
- （3）国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター
奈良水源林整備事務所（32ha）
- （4）木原造林株式会社（105ha）
- （5）近畿中国森林管理局（奈良森林管理事務所）（120ha）

（実施計画）

第3条 協定締結者は、協定の有効期間を対象として、次に掲げる事項に関する実施計画を定めることとする。

- （1）森林整備を実施する森林の区域及び面積
- （2）森林整備の目標に関する事項
- （3）森林整備の方法に関する事項
- （4）森林施業の集約化に関する事項
- （5）作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項
- （6）事業計画
- （7）その他

（森林整備等の実施）

第4条 協定締結者は、前条に定める実施計画に従って、相互に連携を図りながら、施業団地における計画的な森林整備の実施と効率的な路網の作設等に努めるものとする。

(連絡調整会議)

第 5 条 この協定の目的を達成するため、年 1 回連絡調整会議を開催して、以下の事項に関する協定締結者間の連絡調整を図ることとする。なお、連絡調整会議は、必要に応じて、臨時に開催することができることとする。

(1) 森林整備の実施に関する事項

(2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項

(3) その他協定の実施に関する事項

(協定の有効期間)

第 6 条 この協定の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。但し、有効期間満了に当たっては、協定者は協議の上、更新できるものとする。

(協定の改正又は廃止)

第 7 条 この協定を改正又は廃止する必要がある場合には、協定締結者の協議により、改正又は廃止することができるものとする。

(その他必要な事項)

第 8 条 この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定締結者が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本協定を 5 通作成し、各々記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 11 日

野迫川村長

角谷 喜一郎



野迫川村森林組合 代表理事組合長

雪谷 明良



国立研究開発法人 森林総合研究所
森林整備センター
奈良水源林整備事務所長

山口 康弘



木原造林株式会社 代表取締役

岩本 嘉四郎

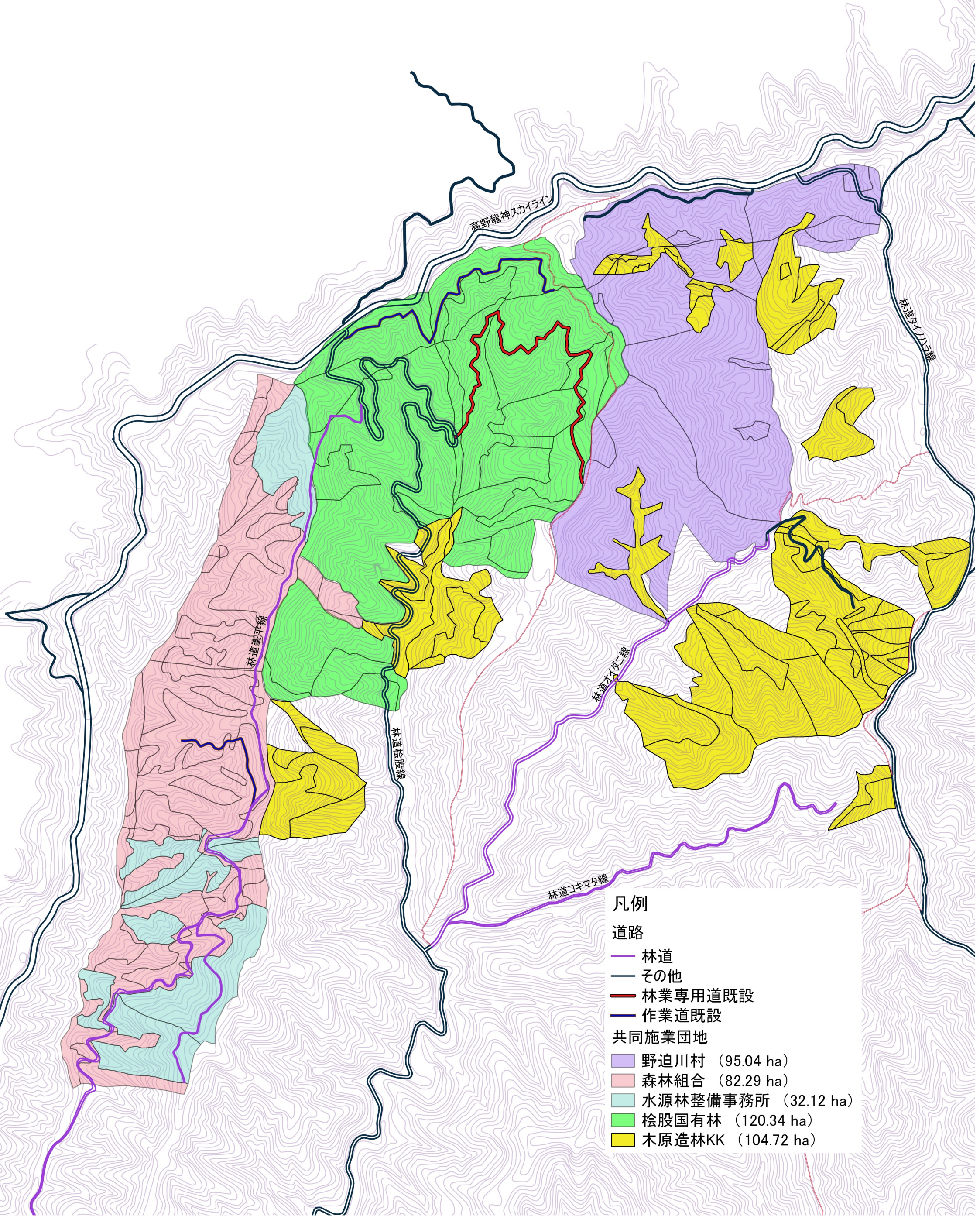


近畿中国森林管理局長
(奈良森林管理事務所)

馬場 一洋



野迫川村桧股地区共同施業団地位置図



野迫川村桧股地区森林共同施業団地事業実施計画

野迫川村桧股地区森林整備推進協定書第3条に基づき、次のとおり森林整備実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 森林の区域

森林整備を行う森林の区域は、野迫川村桧股地区の民有林と桧股国有林とし、別図（事業計画図）に示す森林共同施業団地（以下「施業団地」）内の区域とする。

(2) 森林面積

施業団地の森林面積は、435haであり、うち本協定期間内における森林整備を行う森林の面積は、205haである。（表1）

（表1）森林所有者別森林面積と予定事業量（平成28年度～32年度）

所有形態別	森林面積	森林整備面積（内間伐）		作業路網	更新
野迫川村	95.04 ha	25.00 ha	(25.00ha)	2,500 m	
野迫川村森林組合	82.29 ha	25.00 ha	(25.00ha)	1,500 m	
奈良水源林整備事務所	32.12 ha	30.36 ha			
木原造林 kk	104.72 ha	67.50 ha	(67.50 ha)	1,055 m	
国有林	120.34 ha	57.29 ha	(54.80 ha)	2,476 m	2.49 ha
計	434.51 ha	205.15 ha	(172.30 ha)	7,531 m	2.49 ha

2 森林整備の目標に関する事項

- (1) 水源涵養機能の発揮を重視する森林の整備にあたっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達を確保する。

木材生産機能の発揮を重視する森林の整備にあたっては、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。

- (2) 水源涵養機能の発揮を重視する森林の具体的な施業として、長伐期施業、複層林施業の推進、天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施する。

木材生産機能の発揮を重視する森林の具体的な施業として、育成複層林施業、育成単層林施業を推進し、木材を安定的かつ効率的に供給する。

3 森林整備の方法に関する事項

- (1) 民有林と国有林が連携して、施業地を集約化し、効率的かつ低コストな間伐の実施に努める。
- (2) 施業地が集約化できない場合であっても、間伐の実施時期等について協定者間で調整を図り、集約化の効果が発揮できるように努める。

4 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 間伐等の実施方法
 - ① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態等に応じて実施する。
 - ② 間伐率については、現実実態に応じて決定する。
- (2) 間伐材の搬出方法

間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携して利用可能な間伐材を低コストで搬出できる現地に適合した、作業システムの検討及び導入を推進する。
- (3) 獣害対策について民有林と国有林が連携したシカ被害対策を推進するため、情報共有を図るとともに、効果的なシカ被害対策の検討等を行い、地域と一体となった鳥獣被害対策を推進する。
- (4) 今後主伐の増加に伴う、再造林について経費の低コスト化を図る。

5 路網の整備及び管理に関する事項

- (1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道等施設（以下「路網」という。）の計画的な整備に努める。
- (2) 路網の整備は、原則として協定者がそれぞれの所有山林で実施することを基本とし、整備後は適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 路網の整備に当たっては、林地保全に配慮して作設するものとし、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう、施業団地内を効率的に連絡する配置を検討する。
- (4) 路網の利用に当たっては、利用者はあらかじめ道路管理者に連絡するものとする。
- (5) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが設置する路網を相互に利用する場合、通行料金は相互に無料とする。

ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合はこの限りではない。
- (6) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが所有する路網を利用する場合、善良な利用を心がけ、利用者が原因となる毀損等が発

生した場合は、原則として原因者が復旧することとする。

なお、自然災害による毀損等についてはこの限りではない。

- (7) 協定者は、その責めに帰すべき事由により、立木竹、路網など協定締結相手方の財産に損害を与えた場合であって、復旧が困難又は不可能な場合は、これに相当する金額を補償しなければならない。

6 森林整備の年次計画

当該共同施業団地の森林整備の年次計画については、表 2 のとおりとする。

7 その他

間伐材の需要拡大のため、民有林と国有林が連携した間伐を実施し、可能な限り搬出販売することにより、間伐材の安定的な供給と利用促進に努める。

(表2)

森林整備の年次計画

所有形態	事業種	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	計
野迫川村 155,156, 157	伐採面積ha	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	25.00
	主伐						
	利用間伐	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	25.00
	保育間伐						
	利用材積 m3	250	250	250	250	250	1,250
	更新面積 ha						
	保育面積 ha						
	路網 m	500	500	500	500	500	2,500
野迫川村森林組合 158,163,164,165	伐採面積ha	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	25.00
	主伐						
	利用間伐	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	25.00
	保育間伐						
	利用材積 m3	250	250	250	250	250	1,250
	更新面積 ha						
	保育面積 ha						
	路網 m	300	300	300	300	300	1,500
奈良水源林事務所	下刈 ha	18.58	18.58	9.45	2.12		48.73
	除伐 ha	5.90				9.13	15.03
	枝払 ha	5.90				9.13	15.03
木原造林KK 152,153,154,155 156,157,158,159	伐採面積ha	14.00	10.00	7.50	13.00	23.00	67.50
	主伐						
	利用間伐	7.00	4.00	3.00	3.00	8.00	25.00
	保育間伐	7.00	6.00	4.50	10.00	15.00	42.50
	利用材積 m3	280	160	120	120	320	1,000
	更新面積 ha						
	保育面積 ha						
	路網 m	655	400				1,055
国有林 834,835	伐採面積ha		28.69	28.60			57.29
	主伐		0.38	2.11			2.49
	利用間伐		28.31	20.14			48.45
	保育間伐			6.35			6.35
	利用材積 m3		868	1,266			2,134
	更新面積 ha		0.38	2.11			2.49
	保育面積 ha			0.38	2.49	2.49	5.36
	路網 m		1010	1466			2,476

奈良県野迫川村桧股地区
森林共同施業団地 事業計画図

凡例

- 林業専用道既設
- 林業専用道計画
- 作業道既設
- 作業道計画
- ストックポイント

民有林

- 村有林伐採予定箇所
- 森林組合伐採予定箇所
- 水源林整備予定箇所
- 木原造林伐採予定箇所

国有林

- H29年度伐採予定箇所
- H30年度伐採予定箇所

